

阿賀野市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月19日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第7号

阿賀野市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の管理職手当の支給に関する規則（平成16年阿賀野市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

別表中

「

消防の事務部局	消防長	6級	34,400円
	消防団事務局長	6級	33,100円
		5級	31,900円
	(1) 消防次長 (2) 署長 (3) 課長	5級	24,800円

」

を

「

消防の事務部局	消防長	6級	34,400円
	(1) 消防次長 (2) 署長 (3) 課長	5級	24,800円

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。